

保険金受取人変更の意思表示

——かかる行為の性質と保険契約者の意思能力——

野 口 夕 子

- I はじめに 一意思能力の有無をめぐる裁判実務の現状と課題—
- II 保険金受取人変更の意思表示に求められる保険契約者の意思能力
 - 1 意思能力の定義
 - 2 保険金受取人変更の意思表示の性質
 - 3 保険金受取人の変更行為の性質と意思能力の有無の判断基準
 - (1) 保険契約者の意思能力の有無に関する裁判例
 - (2) 裁判例にみる判断枠組み
- III むすびにかえて 一意思能力の有無の判断基準，その構築に向けて—

I はじめに

一意思能力の有無をめぐる裁判実務の現状と課題—

外形的に意思表示が行われた場合でも，意思能力を欠く者によって行われた意思表示が無効であることは，大審院明治38年5月11日判決（民録11輯706頁）⁽¹⁾以降，判例の一貫した立場であり，学説の一致するところである⁽²⁾。

-
- (1) 同判決の評釈として，須永醇「判批」星野英一＝平井宜雄編『民法判例百選 I 総則・物権 [第3版]（別冊ジュリスト104号）』16頁（有斐閣，1989年），河上正二「判批」潮見佳男＝道垣内弘人編『民法判例百選 I 総則・物権 [第8版]（別冊ジュリスト237号）』12頁（有斐閣，2018年）。
 - (2) 学説の展開について，熊谷士郎『意思無能力法理の再検討』84頁以下（有信堂，2003年），須永醇『意思能力と行為能力』53頁以下（日本評論社，2010年），民法改正研究会『総合叢書18 日本民法改正案 I 第一編 総則—立法提案・改正理由—』282頁以下（信山社，2016年）。

平成29年法律第44号による改正民法（以下、「平成29年改正民法」という）では、同3条の2をもって「法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする」旨の規定が新設されている⁽³⁾。

他方、「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」において、意思能力は「法律行為をすることの意味を理解する能力」と明示されていたものの⁽⁴⁾、合意形成には至らず、意思能力の定義を置くことは見送られた⁽⁵⁾。意思能力の定義をめぐる、従来、見解が分かれるなか⁽⁶⁾、平成29年改正民法の施行後も引き続き解釈に委ねられることとなる。

加えて、どの程度の能力を有していれば、意思能力を有するといえるのかという、いわゆる意思能力の有無の判断基準についても、法律上、明文の規定はなく、必ずしも統一的な基準が存在するわけでもない。意思能力の有無については、学説上、7歳程度の知的判断能力が目安になるといわれる一方で、実際に問題となる個々の行為ないし行為の種類ごとに判断する必要があることも指摘されている⁽⁷⁾。確かに、幾代通『現代法律学全集

(3) 山本敬三「第2節 意思能力」山野日章夫編『新注訳民法(1)総則(1) §§ 1～89』391頁（有斐閣、2018年）は、「厳密にいうと、意思表示をした者がその意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その意思表示が無効であり、そのために法律行為も無効となるというべきであろう。本条は、『法律行為』が無効になると定めているが、『意思表示』が無効になると定める方が簡明であり、かつ趣旨にかなっていたと考えられる」と指摘する。

(4) 商事法務編『民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明』7頁（商事法務、2013年）。

(5) 民法（債権関係）部会資料73A「民法（債権関係）の改正に関する要綱案のたたき台(7)」商事法務編『民法（債権関係）部会資料集第3集〈第4巻〉第81回～第85回会議事録と部会資料』428頁（商事法務、2017年）。

(6) 詳細は、「法制審議会民法（債権関係）部会第30回会議事録」商事法務編『民法（債権関係）部会資料集第2集〈第2巻〉第30回～第34回会議事録と部会資料』55頁以下（商事法務、2013年）。

(7) 幾代通『現代法律学全集5 民法総則〔第2版〕』51頁（青林書院、1984年）、四宮和夫『法律学講座双書 民法総則〔第4版〕』44頁（弘文堂、1986年）、内ノ

5 『民法総則〔第2版〕』51頁（青林書院，1984年）に主張されるように、「意思能力の有無は、個々の具体的な法律行為ごとに、行為者の年齢・知能などの個人差その他の状況をそのままふまえての、実質的・個別的判断にかかるものであり、なんらかの画一的・形式的な基準によるものではない。したがって、問題になる法律行為がいかなる種類の行為であるかによっても判定は異なることがありうる」。

しかしながら、その一方で、高齢化が進む社会状況の下、意思能力の有無をめぐる紛争が現実になんかなくなり、また、これから更に増加していくことが予想されることから、意思能力の有無に関して、実務上、その判断基準を明らかにする必要性もまた改めて指摘されているところである⁽⁸⁾。保険契約においても、近年、高齢者の意思能力が問題となる事案が現出している。そのような状況を踏まえ、本稿では、現在、保険契約者による保険金受取人変更時の意思能力の有無を判断するうえで、裁判実務上、その基準となる保険金受取人の変更行為の性質・内容をどのように解し、どのような判断枠組みをもって決めているのかを明らかにすることによって、今後、かかる判断基準を構築していく一助としたい。

↘ 田貴『民法Ⅰ 総則・物権総論〔第4版〕』103頁（東京大学出版会，2008年）、山本敬三『民法講義Ⅰ 総則〔第3版〕』39頁（有斐閣，2011年）、田口治美「第2節 意思能力」能見善久＝加藤新太郎編『論点体系 判例民法〈第3版〉1 総則』75頁（第一法規株式会社，2019年）。

(8) 澤井知子「意思能力の欠缺をめぐる裁判例と問題点」判例タイムズ1146号87頁（2004年）。

II 保険金受取人変更の意思表示に求められる保険契約者の 意思能力

1 意思能力の定義

意思能力とは、行為の結果を判断するに足るだけの精神能力をいうと解されている⁽⁹⁾。これに対して、行為の結果を認識するだけでなく、それに基づいて正しく意思決定をする能力として理解するものもある⁽¹⁰⁾。

さらに、意思能力の有無を判断するに当たって、精神上の障害という生物学的要素と合理的に行為をする能力を欠くという心理学的要素の双方を考慮するか、心理学的要素のみを考慮するかという問題や、判断・弁識の能力だけでなく、自己の行為を支配するのに必要な制御能力を考慮するかどうかという問題について、学説上、見解が分かれている。それ故、平成29年改正民法が、同3条の2をもって「法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする」旨の規定を新設したものの、意思能力にかかる定義規定を設けるには至らなかったことは⁽¹¹⁾、既述の通りである。

意思能力を欠く者によって行われた意思表示は、無効である。しかしながら、意思能力の具体的な内容は、解釈に拠る。

(9) 我妻榮『新訂民法総則（民法講義Ⅰ）』60頁（岩波書店、1965年）、幾代・前掲注(7)51頁、四宮・前掲注(7)44頁、内田・前掲注(7)103頁等。山本・前掲注(3)379-380頁によれば、「そこでいう行為の結果とは、権利義務の変動を指している場合のほか、行為の社会的・経済的な帰結を指している場合（福岡地判平9・6・11金法1497号27頁等を参照）もある」。

(10) 岡松参太郎「意思能力論(2)」法学協会雑誌33巻11号1912頁（1915年）。

(11) 民法（債権関係）部会資料73A・前掲注(5)428頁。

2 保険金受取人変更の意思表示の性質

いわゆる「他人のためにする生命保険契約」は、民法537条に定める「第三者のためにする契約」の一種と解されている⁽²⁾。したがって、他人のためにする生命保険契約の締結をもって保険金受取人が保険金請求権を取得した以上、保険契約者といえどもその権利を変更し、または消滅させることはできない（民538条）。

この民法の一般原則に対して、通常、長期にわたる生命保険契約では、その継続中に契約当初の事情に変動が生じ、保険契約者には保険金受取人の変更を欲する場合が往々にしてある一方、保険者もその変更によって契約上の利益を害されることはないとの理由から、他人のためにする生命保険契約においては、従来、保険契約者に保険金受取人の変更権を認めてきた⁽³⁾。平成20年法律第57号による改正前商法（以下、「平成20年改正前商法」という）の下でのこうした実態を踏まえ、保険法は、同43条1項をもって「保険契約者は、保険事故が発生するまでは、保険金受取人の変更をすることができる」旨明定した⁽⁴⁾。

(2) 保険法では、このことを明確にするために、「第三者のためにする生命保険契約」との文言を用いている（法務省民事局参事官室「保険法の見直しに関する中間試案の補足説明」第2-1(4)（2007年））。

(3) 平成20年法律第57号による改正前商法（以下、「平成20年改正前商法」という）では、同675条1項但書に定める「保険契約者カ別段ノ意思ヲ表示シタルトキ」に限定されていたが、生命保険実務では、「1 保険契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を変更することができます。

2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社の本店または会社の指定した場所に提出して下さい。

3 本条の変更は、保険証券に裏書を受けてからでなければ、会社に対抗することができません」（有配当終身保険普通保険約款（平成16年3月改正）23条）旨の約定をもって、保険契約者が保険金受取人の変更権を留保することを原則とし、かかる権利を放棄するには特別の意思表示を要するのが、通例とされていた。

(4) なお、保険金受取人の変更行為にかかる改正の経緯及び平成20年改正前商法と保険法との比較検討については、拙稿「保険金受取人の変更権、その行使方」

平成20年改正前商法は、「保険契約者カ契約後保険金額ヲ受取ルヘキ者ヲ指定又ハ変更シタルトキハ保険者ニ其指定又ハ変更ヲ通知スルニ非サレハ之ヲ以テ保険者ニ対抗スルコトヲ得ス」旨規定した同677条1項をもって、保険金受取人の変更にあつては保険者への通知がその対抗要件であると明示するものの、保険金受取人の変更方法に関しては何ら規定していなかった。保険金受取人の変更権が、その変更について保険者の同意を要しないという意味において、保険契約者の一方的意思表示による単独行為であり、かかる意思表示によって法律関係に変動を生じる形成権の一種であるということについては、ほぼ異論はない¹⁵⁾。しかしながら、この立場にあつても、保険金受取人の変更にかかる意思表示の相手方、その到達の要否をめぐって判例・学説上、激しい対立があつた。その発端となつたのが、大審院昭和15年12月13日判決（大審院民事判例集19巻24号2381頁）である。

平成20年改正前商法677条1項に定める保険者への通知は、単なる対抗

ㄨ法をめぐって 一信託法89条が今改正に与えた影響一」生命保険論集175号63頁以下（2011年）をあわせて参照されたい。

15) 大森忠夫「保険金受取人の指定・変更・撤回行為の法的性質」大森忠夫＝三宅一夫『生命保険契約法の諸問題』73-75頁（有斐閣、1958年）は、「元来第三者のためにする契約制度自体が契約自由の原則にその基礎を有する制度であり、したがつて、その効果や内容などに関しては契約当事者の意思がまず尊重されなければならない」し、かつ、「實際的必要という点から見ても、生命保険契約において何人が受取人に決定されるかにつき重要な利害関係を有する当事者は要約者たる保険契約者のみであり、諾約者たる保険者はこの点につき特別な利害関係を有せず、したがつて保険者は保険契約者の決定する第三者を受取人とするを拒否する何らの利益を有しない」とその理由を述べた上で、「ただ保険金支払の相手方たる受取人が何人であるかを知ることについては保険者も利害関係を有することは明かであるが、この点は受取人指定の対抗要件の問題として別に論ずべき」とする。同旨として、坂口光男『保険法』308頁（文眞堂、1991年）、石田満『現代法律学講座19 商法IV（保険法）【改訂版】』291頁（青林書院、1994年）、西島梅治『保険法〔第3版〕』331頁（悠々社、1998年）、山下友信『現代の生命・傷害保険法』6頁（弘文堂、1999年）、江頭憲治郎『法律学講座双書 商取引法〔第8版〕』518頁（弘文堂、2018年）。

要件ではなく、保険金受取人の変更権の行使そのものであり、通知の到達が効力発生要件となる旨判示し、保険金受取人の変更にかかる意思表示には保険者の受領を要すると解した前掲大審院昭和15年12月13日判決に対して、学説は、平成20年改正前商法677条1項がほとんど無意味になるとの理由から挙って反対した⁽⁶⁾。そのうえで、通説は、保険金受取人の変更権の行使については、かかる変更が保険契約の内容であるということから、一方的意思表示で足りるとはいえ、相手方たる保険者に対する意思表示によることは当然に認められるが、保険者に対する通知を対抗要件と定める改正前商法677条1項に鑑み、新旧保険金受取人への意思表示によることも認められると解する⁽⁷⁾。

その後、最高裁昭和62年10月29日判決（最高裁判所民事判例集41巻7号1527頁）⁽⁸⁾をもって、判例もこれに追随することとなる。

(6) すなわち、保険金受取人変更の通知に到達を要するとすれば、保険者は、かかる変更を常に知っていることとなり、対抗要件が問題となることはなく、かつ、大審院昭和15年12月13日判決によれば、保険金受取人の変更の意思表示は、保険者になすことを本則とするため、結果、平成20年改正前商法677条1項は、遺言による変更のような仮定的場合にのみ意味を有し、本則とする一般の意思表示による場合には無意味となる（石井照久「判批」判例民事法昭和15年度521頁以下（1941年）、野津務「判批」民商法雑誌13巻6号975頁以下（1941年）、大森忠夫「判批」大森忠夫＝三宅一夫『生命保険契約法の諸問題』250頁以下（有斐閣、1958年）、石井照久著＝鴻常夫増補『海商法・保険法』250頁（勁草書房、1976年）、加藤勝郎「判批」鴻常夫＝竹内昭夫編『商法（保険・海商）判例百選（別冊ジュリスト55号）』76-77頁（有斐閣、1977年）、石田・前掲注(5)290頁、実方謙二「判批」鴻常夫編『生命保険判例百選（別冊ジュリスト67号）』38-39頁（有斐閣、1988年）、西島・前掲注(5)334-335頁、山下・前掲注(5)8-9頁）。

(7) 大森・前掲注(5)87頁以下、石井著＝鴻常夫増補・前掲注(6)250頁、石田・前掲注(5)290頁、西島・前掲注(5)331-333頁。

(8) 保険契約者兼被保険者が内縁の妻を保険金受取人に指定していたが、保険契約者が、その債権者に対して差し入れた念書の中で、保険金は債権者が受領する旨記載していた事案において、同判決は、平成20年改正前「商法六七五条ないし六七七条の規定の趣旨に照らすと、保険契約者が保険金受取人を変更する」

保険金受取人の変更の意思表示をめぐって、判例及び学説は、保険金受取人の変更の意思表示は保険契約者の一方的意思表示によって効力を生じるものであり、平成20年改正前商法677条1項にいう保険者への通知は単なる対抗要件に過ぎないと解する点ではほぼ一致しているものの、意思表示の相手方について、ひいては相手方のある意思表示か否かについて見解を分かつなか¹⁰⁹⁾、保険法は、まず、同43条2項に「保険金受取人の変更は、

ㄨ 権利を留保した場合（同法六七五条一項但書）において、保険契約者がする保険金受取人を変更する旨の意思表示は、保険契約者の一方的意思表示によってその効力を生ずるものであり、また、意思表示の相手方は必ずしも保険者であることを要せず、新旧保険金受取人のいずれに対してしてもよく、この場合には、保険者への通知を必要とせず、右意思表示によって直ちに保険金受取人変更の効力が生ずるものと解するのが相当である」としたうえで、平成20年改正前商「法六七七条一項は、保険契約者が保険金受取人を変更したときは、これを保険者に通知しなければ、これをもって保険者に対抗することができない旨規定するが、これは保険者が二重弁済の危険にさらされることを防止するため、右通知をもって保険者に対する対抗要件とし、これが充足されるまでは、保険者が旧保険金受取人に保険金を支払っても免責されるとした趣旨のものにすぎない」と判示し、保険契約者による新保険金受取人への念書をもって、保険金受取人の変更を認めた。「本判決は従来の通説に従うものであり、学説の圧倒的多数も賛成している」（藤田友敬「判批」鴻常夫＝竹内昭夫＝江頭憲治郎編『商法（保険・海商）判例百選〈第2版〉（別冊ジュリスト121号）』81頁（有斐閣、1993年））。

(19) 保険金受取人の変更の意思表示をめぐって、従来、保険者あるいは新旧保険金受取人への到達を効力発生要件とするか否かという角度から論じてきた判例及び学説に対して、山下・前掲注(15)7-9頁は、かかる「意思表示は、そもそも相手方のある意思表示であるかどうか根本的な問題であって、この点が肯定されてはじめて、相手方の範囲、および到達の要否が問題となる」と指摘したうえで、「保険者ないし新・旧の保険金受取人への到達が不要であるとすれば、相手方のある意思表示であるということの実益はないことになるし、保険契約者の意思を尊重することが望ましい方向であるとすれば、むしろ相手方のない意思表示とするのが妥当である」と主張する。同旨として、水口吉蔵「生命保険契約後の受取人の指定と変更」法律論叢20巻3号18頁（1941年）、門馬一徳「生命保険契約における保険金受取人の指定変更に関する若干の考察」生命保険文化研究所所報46号101頁（1979年）、山下友信『保険法』498頁（有斐閣、2005年）。また、この見解を採用した裁判例として、東京高裁平成10年3月

保険者に対する意思表示によってする」旨規定したうえで、同条3項をもって、かかる「意思表示は、その通知が保険者に到達したときは、当該通知を發した時にさかのぼってその効力を生ずる。ただし、その到達前に行われた保険給付の効力を妨げない」と定める。

平成20年改正前商法の下、保険金受取人変更の意思表示をめぐる論争は、保険法によって立法的な解決が図られたものの、今日では、如何なる事実をもって意思表示の發信、到達とみるかが、新たな論点となっている。他方、かかる意思表示には、平成20年改正前商法と同様、一般原則たる民法が適用されることになる。保険契約者が保険金受取人変更の意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、かかる意思表示は無効である。

3 保険金受取人の変更行為の性質と意思能力の有無の判断基準

(1) 保険契約者の意思能力の有無に関する裁判例

意思能力が問題となる場面は、取引行為や身分行為、遺言、訴訟行為と多岐にわたることから、さまざまな局面で意思能力の有無が争点となった裁判例も数多く存在する²⁰⁾。その一方で、保険金受取人の変更行為にあっては、前掲の最高裁昭和62年10月29日判決にみるように、当該変更の意思表示の相手方や効力発生時期に起因して、その有効性が問題となった事案は少なくないものの、保険金受取人変更の意思表示の際の保険契約者の意思能力の有無が争われた裁判例は皆無であった。

ところが、①浦和地裁平成3年9月18日判決（文研生命保険判例集6巻

ㄨ月25日判決（金融・商事判例1040号6頁。同判決の評釈として、山下典孝「判批」金融・商事判例1050号57頁（1998年）、山本哲生「判批」平成10年度重要判例解説112頁（有斐閣、1999年）。

20) かかる裁判例を分析、検討したものとして、升田純『高齢者を悩ませる法律問題』（判例時報社、1998年）、前田泰『民事精神鑑定と成年後見法 一行為能力・意思能力・責任能力の法的判定基準一』120頁以下（日本評論社、2000年）、熊谷・前掲注②283頁以下、澤井・前掲注⑧87頁以下。

382頁)²¹⁾を皮切りに、保険契約者による保険金受取人変更の意思表示の有効性をめぐって、意思能力の有無が争点とされた裁判例が、屢々見受けられる。前掲①判決以降、現在までの公表裁判例は、全15件である。いずれも下級審裁判例ではあるが、以下、それぞれのケースを整理、検討することによって、かかる意思能力の有無を判断するうえで、裁判実務上、その基準となる保険金受取人の変更行為の性質・内容をどのように解し、どのような判断枠組みをもって決しているのかを明らかにしたい²²⁾。

既述のように、保険契約者による保険金受取人変更時の意思能力の有無が争点となった最初の公表裁判例として、前掲①判決が挙げられる。直腸癌の末期症状にあった保険契約者兼被保険者Aが、死亡2日前に主治医の立会の下、被告 Y₁ 生命保険会社の担当者による質問に対し、顎を引いて頷くかたちで行った、前妻 X (原告) から現在の妻 Y₂ (被告) への保険金受取人変更の意思表示につき、同裁判所は、「以上認定の事実を総合勘案すれば、Aは、遅くともXに対し慰謝料等の支払いを完了した時点以降は、本件生命保険契約における保険金受取人をXのままにしておく積極的意思があったものとは考えられないところ、前記変更の手続が行われた時点において、右保険金受取人の変更の意味を判断するだけの意思能力を有しており、その意思に従って保険金受取人をXから Y₂ に変更する意思表示をしたものであることが認められる」と判示して、Xによる保険金請求を棄却した。

② 大津地裁平成10年12月25日判決 (生命保険判例集10巻505頁) は、保

21) 同判決の評釈として、竹瀆修「判批」保険事例研究会レポート85号1頁 (1993年)。

22) 先行研究として、民法上の意思能力に着目しながら、保険金受取人変更という法律行為について、保険契約者にどの程度の意思能力が必要かということを検討した岡田豊基「保険金受取人変更時における保険契約者の意思能力の有無」神戸学院法学47巻2・3号1頁 (2018年)。

契約者兼被保険者Aが、Y₃生命保険相互会社（被告）、Y₄生命保険相互会社（被告）及びY₅生命保険相互会社（被告）の各社と締結していた保険契約において、右脳内出血で約2ヶ月間入院し、血腫除去手術を受けたその約2年後、左被殻出血により再入院するまでの間に各保険契約の保険金受取人をAの子であるX（原告）から同じくその子Y₁（被告）及びY₂（被告）へ変更する手続をとったが、かかる変更手続の当時、Aに意思能力があったか否かが争われた事案である。同裁判所は、「左被殻出血により再度入院した平成5年2月8日以降、理解力、判断力を失った状態となったことは、前記争いのない事実…のとおりであるが、右事実から本件各変更手続当時…亡Aが意思能力を有していなかった事実を推認することはできず」、各生命保険相互会社の担当者との間で上記変更に関する意思確認とその手続が行われた際、「亡Aは自力で歩き、変更手続の理由についても『Xがたびたび酒を飲んで亡Aに乱暴するから変更したい。』などと普通に話しており」、「その言動に異常は見られなかったこと、以上の事実が認められ、これらの事情によれば、本件各変更手続当時、亡Aが意思能力を有していたものと認めることができる」と判示して、Xの各生命保険相互会社に対する死亡保険金支払請求を棄却した。

③大阪地裁平成12年10月30日判決（生命保険判例集12巻531頁）によれば、X₁（原告）の元夫であり、X₂（原告）とX₃（原告）の父親であるAが、みずからを保険契約者兼被保険者としてY₁生命保険相互会社（被告）との間で締結していた生命保険契約において、アルコール依存症を患い、糖尿病と肝硬変で入院中に行ったX₁からAの兄であるY₂（被告）への保険金受取人の変更手続につき、同「変更手続の際にAが意思能力を欠いていたか否かを検討するに、B病院に入院直後のAには不穏状態が見られ」、「不可解な言動が見られるが…右状況には罹患していた糖尿病等や投薬治療が影響していることが窺われる」ところ、平成7年11月「2日以降本件

変更手続が行われた同月10日までの間に、Aの精神状態に異常があったと認めるに足りる証拠はない」ことに加え、「本件変更手続は、A自身がY₁生命〔保険相互会社〕に電話を架けて依頼し、書類の記載等もA自身が行ったこと、右手続を取り扱ったCは、Aと会話を交わしたが、何ら異常を感じなかったこと、Aが11月6日に離婚届を提出するとX₁から聞かされ、同月8日には、主治医から退院後の生活について計画を立てるように告げられたことからすると、その直後に保険金受取人をX₁からY₂に変更する手続を取ることは合理性があること、及びAは本件手続の約2週間後である同年11月24日にはB病院を退院し、実家のある鳥取で静養した後復職し、その死亡〔平成9年5月8日〕まで公務員としての勤務を行っていたこと等の事実からすれば、本件変更手続の際にAが意思能力を欠いていたとは、到底認めることができない」。

④大阪地裁平成13年3月21日判決（判例タイムズ1087号195頁、生命保険判例集13巻322頁）は、脳梗塞で入院中であつた保険契約者兼被保険者Aが、被告Y生命保険相互会社の担当者Cに対して行った、Aの息子であるX（原告）から非親族の同居人Bに保険金受取人を変更する旨の意思表示の有効性につき、「Aは、入院していた期間…比較的安定した状態にあり、看護婦や面会に来ていたBらと日常的な会話は行える状態にあつたこと、Cの質問に対しても、『はい』との返答をしていることからすると、本件変更手続の行われた同〔平成12〕年2月7日には、本件保険契約上の死亡保険金の受取人を変更するとの判断を行い、これを第三者に伝達することができたようにも思われる」が、「Aは、同年2月1日から同月12日にかけて、自己の氏名等が答えられないなどの症状を示し、また、看護婦が退院してもいいと告げていないにも関わらず、そのように言われたとBに告げているところ、〔Aの治療にあつていた脳神経外科医である〕D医師の供述によれば、Aのこれらの症状は、脳梗塞により、近接記憶障害

や見当識障害が起こったものであると解」したうえで、「Aには、保険金受取人を変更するという判断の前提となる事実の記憶を保持する能力が無く、その状態において受取人変更の意思表示が行われたとしても、それは当該意思表示の効果を認識した正常な意思表示ではないとの趣旨の供述をしており、同医師の供述を排斥すべき理由はない」として、本件変更手続においてなされたAの意思表示を意思無能力により無効と結論付けた。

⑤東京地裁平成13年10月10日判決（生命保険判例集13巻783頁）では、脳腫瘍の終末期にあった保険契約者兼被保険者Aが、Y生命保険会社（被告）との間で締結していた生命保険契約において、その死亡保険金受取人をX（原告）からZ₁、Z₂（いずれも参加人）に再変更した当時のAの意思能力の有無が争点となっている。同判決は、H院長による「医学的には、平成12年6月9日の時点においてAが本件〔各保険契約の保険金受取人を変更前の受取人に戻したい旨の〕内容証明郵便の記載内容を十分に理解して署名することは困難であったと考えられる」との見解等を踏まえ、「平成12年6月受取人変更の意思表示の当時、Aが本件内容証明郵便の記述の意味内容を理解し、その是非を判断して、これに署名することができなかったことは明らかである」としたうえで、Z₁らの「上記の意思表示は、本件各保険契約の生命保険金の受取人を当初のとおりとして欲しいというだけのものであるから、新しい意思表示をしたというのではなく、高度な判断能力がなければならぬような意思表示ではないとの趣旨の主張」に対して、「平成12年1月にわざわざ受取人変更手続をして本件各保険契約の死亡保険金受取人をXに変更したものを、短時日のうちに、再びZ₁らを受取人とすることに変更するというような意思決定を行うことは、Aにとって、諸々の事情を考慮して慎重に判断しなければならない困難な事柄であることはいうまでもないのであり、当時のAが、そのような意思決定を行うことができるような判断能力を有していなかったことは…認定事実

から余りにも明らかというほかはない」と判示して、Aによる保険金受取人変更の意思表示を無効とした。

⑥東京地裁平成14年2月22日判決（生命保険判例集14巻50頁）は、後腹膜肉腫の治療のため、入院中であった保険契約者兼被保険者Aが、死亡する約1か月前に行った保険金受取人をAの父親X（原告）からXの元妻でAの母親であるZ（被告ら補助参加人）への変更手続につき、Y₂生命保険相互会社（被告）においてAの契約担当者的上司である「Dは、平成10年5月28日当日、入院中の亡Aを訪れ、本人確認、保険金等受取人の変更に関する要件であることの確認を済ませ、亡Aの健康状態が、予測よりも軽く、通常の意識状態にあるものと判断し、〔保険金受取人を亡Aの父親XからXの元妻で亡Aの母親であるZに変更する〕書類に自署し、押印するよう求めた」ところ、「亡Aは、本件〔保険金受取人〕変更書面に自署し、Zから受け取った印章を押捺したが、Dにおいて、亡Aの実印でないことに気づき、改めて亡Aが、その実印を当該書面に押捺した」等の認定事実から、Aに意思能力がないとはいえないと判断している。

⑦東京地裁平成19年2月23日判決（生命保険判例集19巻94頁）は、小腸腫瘍の再発によってK大病院に入院中であったAが、死亡する2日前にみずから加入していた団体定期保険の保険金受取人を妻X（原告）から母Z（参加人兼反訴被告）に変更したところ、Xにおいて、保険金受取人はXであると主張して、Y生命保険株式会社（被告）に対し、保険金の支払を求めた事案である。Xの主張に対して、当該裁判所は、「Aは、K大病院に入院中であった平成16年7月27日ころ以降、〔上司である〕Eに対し、何回かにわたって、本件保険の死亡保険金受取人をZに変更したい旨の連絡をしていたほか、死亡する直前まで、Xに対して、離婚を申し入れていたこと…にかんがみると…Aが本件〔保険金受取人変更〕通知書により本件保険の死亡保険金受取人をZに変更したことは何ら不自然、不合理なも

のとはいえず」、また、K大病院の主治医による証言、Aの看護記録や診療経過記録から「Aが、本件通知書を作成した当時、それに必要とされる程度の意思能力を欠いていたものとまでは認め難い」と判示して、Xの請求を棄却している。

⑧東京地裁平成21年10月14日判決（ウエストロー・ジャパン（文献番号2009WLJPCA10148006））では、保険契約者兼被保険者Aが、訴外生命保険相互会社との間で締結していた生命保険契約において、劇症肝炎により死亡する6日前に行った保険金受取人を妹Y（被告）から内縁の夫であるX（原告）に変更する旨の意思表示につき、「Aは、K病院に入院した後も、本件保険契約の保険金受取人をYのままとする意思であったところ、平成14年5月20日、上記保険金受取人をXに変更する意思表示をしたものであるが、Aは、K病院に入院した後、肝性脳症の症状が現れ、平成14年5月18日には、意識状態も悪化し、状態は非常に悪いとして、担当医師が、Xに、数日で急変し、死亡ということも考えられることを説明するに至っていたところ、本件名義変更の意思表示は、その2日後である同月20日にされたものであり、上記…で認定したAの当日の病状にかんがみると、Aは、上記名義変更の意思表示をした当時、自己の行為の結果を判断する能力のない状態にあり、意思能力を欠如していたものと認められる」として、Aによる意思表示を無効とした。

また、簡易生命保険契約における保険契約者兼被保険者Aが生前、当該保険契約の保険金受取人をAの夫と前妻の子であるX（原告）からAとその前夫の間の子であるZ（被告補助参加人）に変更した手続について、Aの意思能力の有無が争点となった⑨大分地裁平成23年10月27日判決（ウエストロー・ジャパン（文献番号2011WLJPCA10279006））²³は、かかる変

²³ 同判決の評釈として、有馬由実子「判批」共済と保険55巻1号166頁（2013年）、長瀬博「判批」保険事例研究会レポート282号1頁（2014年）。

更手続の当時、パーキンソン病及びアルツハイマー型認知症と診断され、かつ、長谷川式認知症スケールの結果が18点であった「Aの意思能力は相当程度低下していたもの」の、「Aが意思無能力であったことについては相応の疑問が残るものである上」、「AとXとが、本件変更手続前から、法的紛争に発展するまでの激しい対立関係にあったことからすれば、Aにおいて、保険金受取人をXからZに変更しようとするのは極めて合理的で納得のいくものであり、むしろ受取人を変更しないことのほうが不自然とさえいえる。加えて、保険金受取人の変更という行為の性質をみても、当該行為の意味内容は単純であり、一般に、一定程度の理解力の低下がみられても、その意味内容を理解することは比較的容易なものといえることができる」ことから、「本件変更手続がなされたころのAの病状に加えて、本件変更手続がなされるに至った経緯、本件変更手続の性質も考慮すれば、本件変更手続についてAが意思無能力であったとは認められない」と判示する。

さらに、Y生命保険相互会社（被告）との間で2件の生命保険契約を締結していた保険契約者兼被保険者Aが、胆管癌の末期症状にあり、かつ、その死亡の8日前に、上記各保険契約の死亡保険金受取人を妹X（原告）から夫であるZ（被告補助参加人）に変更したが、かかる変更手続の当時のAの意思能力の有無が争われた事案として、⑩東京地裁平成25年12月12日判決（ウエストロー・ジャパン（文献番号 2013WLJPCA12128003））²⁴がある。同判決は、「Aは…入院を望まず、自宅で療養を行うことを希望し、死亡に至るまで、主として夫であるZにより…日常の身の回りの世話を受けていた経緯があり、本件受取人変更請求は、Aが、本件各保険契約の受取人をその夫であるZに変更することを内容とするものであることが認められ、これらの事情と、本件において、Zが、平成22年5月11日に本

²⁴ 同判決の評釈として、桜沢隆哉「判批」保険事例研究会レポート291号10頁（2015年）、天野康宏「判批」共済と保険2016年1月号28頁（2016年）。

件受取人名義変更請求書にAが署名押印した際の様子を具体的に述べていること」、「これら各証言等の内容を総合的に考慮すれば、本件受取人名義変更請求書の作成当時、Aがその署名を行うのに必要な判断力や体力がなかったとまでは言えない」と判示し、本件受取人変更請求がAの意思に基づくものであると認めた。

①金沢地裁小松支部平成26年9月2日判決（ウエストロー・ジャパン（文献番号 2014WLJPCA09026004））とその控訴審である②名古屋高裁金沢支部平成27年1月28日判決（ウエストロー・ジャパン（文献番号 2015WLJPCA01286012））⁵⁹は、レビー小体型認知症を発症していた保険契約者兼被保険者Aが、意識障害により入院中に行った、Y生命保険株式会社（被告・被控訴人）と締結していた養老保険契約の死亡保険金受取人を弟X（原告・控訴人）から内縁の夫であるZ（被告補助参加人・被控訴人補助参加人）への変更手続につき、同裁判所は、まず、「①AとZは、平成12年ころから同居しており、夫婦同然の生活を送っていたこと、②Zは、平成23年2月23日にAが入院してから、Aに対する食事の介助等を行っていたこと、…他方、X及びその妻子が、同日のAの入院後、Aに対し、そのような介助をするようなことはなかったことなどの事情によれば、Aが、本件生命保険契約の死亡保険金の受取人を、XからZに変更しようとすることは、極めて自然なことといえることができる」として、死亡保険金受取人変更の意思表示はあったものと認めたとうえで、「Aは…入院後には、敗血性ショックの影響により意識レベルが低下したことが認められるが、①Aの身体状態は、同年3月8日にかけて改善したこと、②同日の前後ころ、Aは、看護師との間で会話が成立しており、少なくとも時々意思疎通が可能であったこと、③…Aにも、認知機能の日内変動が見られていたこと

⁵⁹ 同判決の評釈として、北澤哲郎「判批」保険事例研究会レポート301号1頁（2016年）。

などの事情を総合すれば、本件死亡保険金受取人変更の意思表示がなされた同月8日ころ、Aに意思能力がなかったと認めることはできない」と判示している。

⑬東京地裁平成28年4月21日判決（ウエストロー・ジャパン（文献番号2016WLJPCA04218005），LEX/DBインターネット（文献番号25535266），D1-Law.com判例体系（判例ID29017274））及びその控訴審たる⑭東京高裁平成28年10月27日判決（保険事例研究会レポート320号19頁）^⑯は、Y₁生命保険相互会社（被告・被控訴人）との間で、みずからを被保険者、死亡保険金受取人を夫とする普通養老保険契約を締結していたAが、夫の死亡後に上記受取人を夫から四男Y₂（被告・被控訴人）へ変更する手続を行ったところ、Aの次男X₁（原告・控訴人）と三男X₂（原告・控訴人）が、変更手続の際、亡Aが死亡保険金受取人の変更手続の意味を理解する判断能力を欠いていたため、本件変更手続は無効であり、X₁らには相続分に相当する死亡保険金の請求権がある旨主張して、Y₁生命保険相互会社に死亡保険金の支払を求めた事案である。同裁判所は、「本件変更手続当時、Aは要介護4の認定を受けていたものであり、…その認定には、一般に、身体能力だけでなく、痴呆性の程度の判断等も影響するところ、Aについて（その程度はともかく）認知症の進行が認められていたことからすると、痴呆性の程度も相当程度高かったであろうとは推測される」としながらも、「Aの治療経過に関する医療関係の証拠…記載中に、認知症ないし高度の認知症等の記載が認められるのは事実であるが、認知症診断に関する専門医による認知症の進行程度についての検査や診察結果が記載されているものではない」と判示するとともに、「本件変更手続で行われた内容は、死亡保険金受取人を、既に死亡していたAの夫から、Aの子であるY₂に変更するという比較的単純なものであり、本件変更手続は、Y₁生命保険

^⑯ 同判決の評釈として、拙稿「判批」保険事例研究会レポート320号19頁（2019年）。

相互会社T営業所に所属していたEによって行われたものであって、本件変更手続についてのAの具体的な意思是、Aの領きの方法によって確認したとするEの供述は、その内容に照らして、信用することができる」ことから、「以上の事実によれば、本件変更手続当時のAにおいて、本件変更手続の意味内容を理解する能力がなかったとはいえない」として、X₁らの主張を斥けた。

最後に、⑮東京地裁平成29年9月28日判決（ウエストロー・ジャパン（文献番号 2017WLJPCA090288025））であるが、亡Aが株式会社Gとの間で締結していた特別終身保険契約において、Y（被告）による保険金受取人の無断変更の有無を判断するに当たって、Yは当時81歳であった「亡Aが自らの意思で手続を行ったと主張するが…同手続が行われたのは亡Aが死亡するわずか約1か月半前のことであり、死亡直前に認知症の症状が一定程度進行していた亡Aが、自らの意思で病室に株式会社Gの担当者呼んでまであえて同手続を行う必要や理由があったとはにわかに認められず、Yもその理由を何ら合理的に説明していないというべきであるし、亡Aの財産管理を担っていたYが、同手続を行うことにつき事前にX（原告）及びDに対して説明したとの事実も窺われない」ことから、「Yは、自己の意思で本件生命保険契約の死亡保険金を全てYに受領させるとの上記契約変更手続を行わせ」と判断している。

(2) 裁判例にみる判断枠組み

意思能力の有無は、画一的・形式的な基準によるものではなく、個々の具体的な法律行為ごとに、行為者の年齢・知能などの個人差その他の状況を踏まえて、実質的かつ個別的に判断されるべきとの指摘があることは、既述の通りである^⑯。裁判例は、こうした指摘に対応して、問題となる法

⑯ 幾代・前掲注(7)51頁，四宮・前掲注(7)44頁，内田・前掲注(7)103頁，山本・前

律行為の意味を理解し、その結果を認識する能力があるかどうかを基準とし、そのような能力があるかどうかを具体的に判断するものが多数を占めている²⁸⁾。

平成以降、財産上の契約に必要な意思能力の有無が争点となった裁判例を検証した澤井・前掲注(8)96頁によれば、意思能力の有無の判断に当たっては、医学上の評価を参考にすることはもとより、行為者の年齢、行為の前後の言動や状況、行為の動機・理由、行為に至る経緯、行為の内容・難易度、行為の効果の軽重、行為の意味についての理解の程度、行為時の状況等が子細に検討され、判断材料として考慮されている。また、当該行為の理由が合理的に説明可能であり、対価の均衡等がはかられていることなど、当該行為が客観的にみて理性的であるかどうかも、判断の考慮事由になっている。

他方、意思表示の際の意思能力の有無を判断するに当たって、医学上の評価として、表示者に意思能力がある、または、ないことが明らかである場合には、他の要素を検討するまでもなく、その意思表示は有効または無効であると判断されることになる²⁹⁾。換言すれば、意思能力の有無について、さまざまな判断材料を考慮して、総合的に判断される場合とは、医学上の評価だけでは判断がつかないケースということになる。加えて、意思能力の有無が問題となる紛争類型のなかでも、保険金受取人の変更行為の有効性が争われる事案にあっては、その意思能力が問われる保険契約者は、問題が顕在化したときには既に死亡している。したがって、保険契約者による意思能力の有無を判断するに当たって、その核というべき医学上の評価については、過去のカルテ、看護記録、介護記録、介護認定の資料

↘ 掲注(7)39頁。

²⁸⁾ 山本・前掲注(3)381頁。

²⁹⁾ 有馬・前掲注(23)169頁。

等から判断するほかない。遺言無効確認請求事件では、遺言者の死亡後に争訟になることが遺言能力の事実認定を困難にしていると指摘されるが⁶⁰⁾、保険金受取人の変更手続における意思能力の有無の認定にも同様の困難さを伴う⁶¹⁾。

保険金受取人の変更時における保険契約者の意思能力の有無を判断するに当たって、前掲①から⑮判決のほとんどは、それぞれの認定事実から、保険契約者の病状の有無・程度、当該行為の性質・内容及びその合理性を総合的に考慮し、決している。基本的には、従前の裁判例によって構築された判断枠組みに従ったものといえる。

再述するが、意思表示の際の意思能力の有無を判断するに当たって、医学上の評価として、表示者に意思能力がある、または、ないことが明らかである場合には、他の要素を検討するまでもなく、その意思表示は有効または無効であると判断される⁶²⁾。意思能力の有無について、医学上の評価だけでは判断がつかない場合に、さまざまな判断材料を考慮して、総合的に判断されることになる。したがって、そのような場合であっても、山本・

⁶⁰⁾ 石田明彦＝小川暁＝芥川朋子＝芝本昌征＝杉本敏彦＝新海寿加子＝児玉禎治＝大黒淳子＝片瀬亮＝三浦康子「〔民事実務研究〕遺言無効確認請求事件の研究（上）」判例タイムズ1194号44頁（2006年）。

⁶¹⁾ 有馬・前掲注²³⁾170頁。加えて、遺言無効確認請求事件は、遺言によって財産を取得する受遺者と相続により財産を取得する相続人との間の紛争であるという特徴があり、遺言者が既に死亡しているのが通常であるから、意思能力が欠如していたとして、遺言を無効としても遺言者の保護になるものではないという点においても（升田純「成年後見制度をめぐる裁判例(6) 第三 身分関係の法律行為と意思能力、行為能力」判例時報1589号9-10頁（1997年））、保険金受取人変更時の保険契約者の意思能力の有無が争点となる事案と同様の特徴を有することから、遺言者の遺言能力の有無に関する判断基準が、保険契約者の意思能力の有無に関する判断基準にも妥当するものと思われる（長瀬・前掲注²³⁾4-5頁、桜沢・前掲注²⁴⁾15頁、北澤・前掲注²⁵⁾6-7頁、岡田・前掲注²²⁾5頁）。

⁶²⁾ 有馬・前掲注²³⁾169頁。

前掲注(3)391頁に指摘されるように、「意思能力の存否を判断するための方法としてまず考えられるのは、人間の精神的能力の程度に関するさまざまな指標を手がかりとしながら、意思能力に相当する精神的能力があるかどうかを判断する方法である」。

そのうえで、山本・前掲注(3)391-392頁は、「長谷川式認知症スケールによる…判定が意思表示をした時の前後において実施されていた場合は、その時点での精神的能力を確定する上で、有力な手がかりとなる。また、医師の診断書や看護記録その他の当時の記録等から、当事者が〔長谷川式認知症スケールによる判定〕項目その他の項目について有していたと考えられる能力を確定することができる場合も、その時点での精神的能力を確定する上で、有力な手がかりとなる」と続ける。

実際、前掲④判決では、専ら保険契約者Aの治療にあっていた脳神経外科医であるD医師による『『脳梗塞の影響で、高度な判断を下すことは困難であった』『保険の契約などの高度な判断を要する事項については十分に理解し返答することは困難であった』、2月16日以降死亡までは、意識障害により自分の考えを述べることは困難であったとの意見書』並びに同「意見書の趣旨について、Aは大脳の左側頭葉と頭頂部にかけて脳梗塞があり、この部分に梗塞を生じた場合の、端的な症状は記憶障害であり、最近のことを覚えていないという近接記憶障害が起り、それが元で日時、場所、自分が置かれている状況を正確に把握できない状態になり、それが原因で見当識障害、すなわち、時間、場所が正確に言えない状態になっていたとの供述」、 「Aには、保険金受取人を変更するという判断の前提となる事実の記憶を保持する能力が無く、その状態において受取人変更の意思表示が行われたとしても、それは当該意思表示の効果を認識した正常な意思表示ではないとの趣旨の供述」を根拠に、保険金受取人の変更手続においてなされたAの意思表示は意思無能力により無効であるとしている。

他方、前掲⑨判決は、パーキンソン病及びアルツハイマー型認知症と診断されていた保険契約者Aの保険金受取人の「変更手続より前に行われた長谷川式スケールで最も認知症の重症度が高い12点との結果が出たのは、本件変更手続の約10か月も前に行われた検査でのことであって、その他の結果はいずれも15点ないし18点で、その重症度は『中程度の認知症』から『軽度の認知症』にとどまっている上、本件変更手続の直近である約1か月前に行われた検査では18点ないし24点の結果が出ており、その重症度は『中程度の認知症』から『軽度の認知症』の程度ないし『正常』の程度にとどまっている」ことから、本件変更手続が行われた当時、Aが意思無能力であったことについては相応の疑問が残るとする。また、前掲⑬判決及びその控訴審たる前掲⑭判決において、その意思能力の有無が問題となった保険契約者Aは介護保険の要介護4に認定されていたが、「Aについて（その程度はともかく）認知症の進行が認められていたことからすると、痴呆症の程度も相当程度高かったであろうとは推測される」としながらも、Aの介護認定申請に係る主治医意見書及び認定調査表の調査日から、保険金受取人の変更手続が行われた時点から3年以上経過した後のAの状態であり、かつ、Aの死亡する一週間ほど前のものであることを理由として、「本件の要介護認定の状況をもって、本件変更手続当時、具体的に意思能力を欠くまでに至っていたことの裏付けとするには至らない」と判断している⁸³。

保険金受取人の変更時の保険契約者の意思能力の有無を判断するに当たっては、その基準となる保険金受取人の変更行為の性質・内容を如何に

83) 前掲⑬判決及びその控訴審たる前掲⑭判決も示唆するように、要介護「認定には、一般に、身体能力だけでなく、痴呆症の程度の判断等も影響」することから、その認定時期によっては、意思能力に相当する精神的能力があるかどうかを判断するうえで、有力な手がかりとなるものと思われる（拙稿・前掲注82）29頁）。

解するかが重要となる。それにもかかわらず、前掲①から⑮判決のほとんどが、保険金受取人の変更行為の難易度・重大性に特に言及することなく、保険契約者の意思能力の有無を判断している。そのようななかで、前掲⑨判決は、「保険金受取人の変更という行為の性質をみても、当該行為の意味内容は単純であり、一般に、一定程度の理解力の低下がみられても、その意味内容を理解することは比較的容易なものといえることができる」との判断を示している。前掲⑭判決もまた、保険金受取人の「変更手続で行われた内容は、死亡保険金受取人を、既に死亡していたAの夫から、Aの子であるY₂に変更するという比較的単純なものである」と判示する⁶⁴。

その一方で、前掲⑨判決のこの判断に対して、「保険の契約などの高度な判断を要する事項については十分に理解し返答することは困難であった」との担当医師の意見書に依拠し、保険契約者の意思能力を否定した前掲④判決を引き合いに、前掲⑨「判決が、保険金受取人の変更という行為の性質一般を『意味内容が単純であり、一般に一定程度の理解力の低下がみられても、その意味内容を理解することは比較的容易なもの』とするのは不当である」との批判がある⁶⁵。しかしながら、学説は、保険契約を締結するには比較的高度な判断能力を要するが、保険金受取人の変更は、保険契約者にとっては、誰に保険金を受け取らせたいと考えているのかが判断できれば、行為の結果を弁識できるものであるから、比較的高度な知識や精

64) 前掲⑨判決が「保険金受取人の変更という行為の性質をみても、当該行為の意味内容は単純であり、一般に、一定程度の理解力の低下がみられても、その意味内容を理解することは比較的容易なものといえることができる」と、前掲⑭判決は「本件変更手続で行われた内容は、死亡保険金受取人を、既に死亡していたBの夫であるAから、Bの子であるY₂に変更するという比較的単純なものである」と判示することによって、保険契約者による保険金受取人の変更行為の性質・内容に言及する一方、両判決ともその理由については明らかにしていない。

65) 有馬・前掲注23171頁。

的的能力が要求されるものではなく、相対的にその目的を容易に理解して行えるとして、その多数が前掲⑨判決を支持する⁶⁶⁾。

保険契約における保険金受取人の変更の意味内容が常に理解容易であると判断されるとは限らず、事案の性質や証拠関係等によって裁判所の判断は変わり得る点には留意を要するが⁶⁷⁾、保険金受取人の変更行為の難易度・重大性に特に言及していない裁判例にあっても、保険金受取人の変更は、保険契約者にとってそれほど理解が困難な行為とはいえないと捉えているものと推察される⁶⁸⁾。

そのうえで、保険契約者が保険金受取人を変更するに至った経緯から、当該行為の合理性や動機の有無を判断するところ、前掲④判決、前掲⑥判決、前掲⑬判決及びその控訴審たる前掲⑭判決にあっては、この点、判断していない。前掲⑥判決、前掲⑬判決及びその控訴審たる前掲⑭判決では、その認定事実から保険金受取人の変更手続がなされるに至った経緯は読み取れるものの、かかる変更手続の合理性については判断していない⁶⁹⁾。

その一方で、前掲⑥判決、前掲⑬判決及びその控訴審たる前掲⑭判決はいずれも、保険金受取人の変更時における保険契約者の意思能力の有無を判断するに当たって、かかる変更手続が行われた状況に依拠している。例えば、前掲⑬判決及びその控訴審たる前掲⑭判決によれば、保険金受取人の変更手続に先立って、Y₁生命保険相互会社にA本人の自署が困難との

⁶⁶⁾ 竹濱・前掲注⑵4頁、長瀬・前掲注⑶7-8頁、桜沢・前掲注⑷17頁、天野・前掲注⑸32頁、北澤・前掲注⑹9頁、岡田・前掲注⑺37頁。同見解に対して、有馬・前掲注⑻171頁は、「保険金受取人の変更も保険契約の内容の変更の1つであるから、一般的には、比較的高度な判断能力を有する意思表示である」と主張する。

⁶⁷⁾ 長瀬・前掲注⑶8頁、桜沢・前掲注⑷17頁。

⁶⁸⁾ 桜沢・前掲注⑷17頁。

⁶⁹⁾ 前掲④判決も、保険金受取人「変更が客観的にみて理性的であるかの検討はなされていないが、これは、各当事者から、これに関する主張がなされず、検討する材料がなかったからであると思われる」(天野・前掲注⑸33頁)。

連絡があったことから、保険契約者等の意思が不明確な案件での意思確認を30件から40件程度担当していた機関役付者であるEがかかる変更手続を担当している背景とも相俟って、「本件変更手続は、Y₁生命保険相互会社T営業所に所属していたEによって行われたものであって、本件変更手続についてのAの具体的な意思は、Aの顔きの方法によって確認したとするEの供述は、その内容に照らして、信用することができる」。前掲②判決も同様に、保険金受取人の「各変更手続に際して亡Aの意思を確認するために各生命保険相互会社の担当者はそれぞれ被告 Y₁ 方を訪れ、直接亡Aと面談しており」、かつ、その際、「亡Aと相当程度の時間会話して変更手続の意思を確認しており（特にB証人は、Y₃生命保険相互会社の滋賀支社高島分室長でありながら…後に問題が生じないようにするために、部下の外交員に代わって、自ら変更手続の意思確認に赴いたものであり、明確に意思確認がなされたものと認められる。）、亡Aは、Xが酒を飲んで亡Aに乱暴するとか、今後はY₁らに世話になるから受取人をY₁及びY₂に変更するなど、変更手続の理由を述べている…事情に照らせば、本件各変更手続が亡Aに無断で行われた事実を推認することはできず、かえって、本件各変更手続は亡Aの意思に基いてY₁が変更手続を代行するなどして行われたものと認めることができるというべきである」と判示する。また、前掲①判決が意思能力を認めた理由の一つとして、竹瀆・前掲注②) 4-5頁は、保険契約者が「呼び掛けに対して答えるだけでなく、他人の問い掛けに対して相応の反応ができたのであるから、保険金受取人の変更に関する意思能力を認めても差し支えない」と述べるとともに、かかる「受取人変更は、大丈夫かどうかを医師により確認するという慎重な方法をとって行われている」ことを挙げる。

保険契約者が行った保険金受取人変更の意思表示につき、その意思能力の有無が争われた裁判例にみる傾向として、意思能力の有無を判断するに

当たって、まず、医学上の評価を拠としつつ、保険金受取人の変更行為の性質・内容を踏まえ、保険金受取人の変更手続が行われた状況を中心に、かかる手続時はもとより、その前後の病状、言動や状況を総合的に考慮している。従前の裁判例によって構築された判断枠組みに基本的に従ったものであると同時に、保険契約者が保険金受取人を変更するに至った経緯から、当該行為の合理性や動機の有無を詳細に考察することによって、可能な限り、保険契約者の意思を酌むかたちで決めているように思われる⁴⁰⁾。

Ⅲ むすびにかえて

一 意思能力の有無の判断基準，その構築に向けて一

近年、高齢化が進むわが国にあって、とくに判断能力が減退した高齢者がさまざまな紛争に巻き込まれ、その意思能力の有無が争点となる裁判例が増加の一途を辿っている。そして、その流れは、保険契約においても同様である。平成になって、第三者のためにする生命保険契約において、保険契約者兼被保険者が行った保険金受取人変更の意思表示につき、その意思能力の有無が争われる事案が出現、その後、現在までの公表裁判例は15件にのぼる。これは、決して少なくない数字である。

他方、具体的にどの程度の能力を有していれば、意思能力が存するといえるのか、その判断基準については必ずしも統一的なものが存在するわけではない⁴¹⁾。寧ろ、「意思能力の有無は、個々の具体的な法律行為ごとに、行為者の年齢・知能などの個人差その他の状況をそのままふまえての、実質的・個別的判断にかかるものである⁴²⁾。しかしながら、近年の高齢社

40) 桜沢・前掲注24)18頁。

41) 澤井・前掲注(8)88頁。

42) 幾代・前掲注(7)51頁。

会の進行に伴い、意思無能力を理由に、契約や遺言等の効力が争われる事例が増加の傾向にあることから、意思能力の有無に関する裁判判断の基準を明らかにする必要性が改めて指摘されていることは、既述のとおりである。

そのような状況を踏まえ、意思能力の有無の判断基準を構築していく一助を担うべく、保険契約者による保険金受取人変更時の意思能力の有無が争われた裁判例を整理、検討することによって、かかる意思能力の有無を判断するうえで、裁判実務上、その基準となる保険金受取人の変更行為の性質をどのように解し、どのような判断枠組みをもって決めているのかを明らかにすることが、本稿の目的であった。結論として、その判断枠組みにはひとつの共通性が見受けられるものの、保険金受取人変更時の保険契約者の意思能力の有無に限定してもなお、その判断にあっては個別のかつ具体的になされるという性質が極めて強い。意思能力の有無の判断は、意思表示の時点で行われることになり、過去において所要の能力を有していたかどうかという判断にならざるを得ないことが、大きな要因であろう。

そしてまた、意思能力の有無の判断が、意思表示の時点で行われることになり、過去において所要の能力を有していたかどうかという判断にならざるを得ないことから、意思能力の有無の判断、したがってまたその立証が、相対的に困難になりやすい⁴³⁾。山下友信「コメント」保険事例研究会レポート282号11頁（2014年）に指摘されるように、「保険者としては、少なくとも保険金支払請求のあった時点では、高齢者による保険金受取人変更など、意思能力の存否の問題が生じ得るような状況においては、変更時点での保険契約者の意思能力の存否について調査しておくことも必要であろう」⁴⁴⁾。

43) 山本・前掲注(3)390-391頁。

44) 澤井・前掲注(8)96-97頁もまた、「このような紛争の発生を未然に防止し、互いに予期せぬ結果を生じさせないためにも、高齢者側においては、成年後見制

なお、保険法によれば、保険金受取人の変更の意思表示の相手方は保険者に限定されるとともに（43条2項）、かかる意思表示は、その通知が保険者に到達したことを条件として、その通知を発信した時に遡って効力を生ずる（同条3項）。平成20年改正前商法の下、保険金受取人の変更にかかる方法とその効力発生時期をめぐる論争は、保険法によって立法的な解決をみた一方、保険法にあっても、保険契約者が保険金受取人変更の意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、かかる意思表示は無効である。

「度の活用等が望まれるところであり、また、相手方側においても、高齢者との取引にあたっては、より慎重な対応が期待されるところであろう」と述べている。